

三鷹市子ども発達支援センター支援員（くるみ幼稚園・外来）  
募集要項（令和8年5月任用）【二次募集】

1 職務内容

子ども発達支援センターにおける相談及び発達支援に関すること

2 応募資格

- (1) 保育士資格取得者又は令和8年4月30日までに資格取得・登録見込みの者
- (2) 教育職員免許取得者又は令和8年4月30日までに免許取得見込みの者
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業の業務に、週30時間以上従事した経験が令和8年4月30日までに3年以上ある方

※子ども発達支援センター支援員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員です。

※次に該当する方は、受験することができません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 三鷹市を懲戒免職になり、その日から2年間を経過していない者

ウ 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 募集人数

1人

4 勤務条件

(1) 勤務地

三鷹市子ども発達支援センター

〒181-0004 三鷹市新川六丁目37番1号 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ1階

(2) 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※二次募集のため、当初予定より1か月変更

※規定により、公募によらない再度の任用をすることがあります。

(3) 勤務日及び時間

月曜日から金曜日まで週5日勤務（行事实施時土曜日勤務の場合あり、休日・年末年始を除く。）

午前9時から午後4時までのうち1日6時間（休憩1時間あり）

※必要な場合には時間外勤務が生じる場合があります。

(4) 休暇等

（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、産前産後休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、出産介護休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇

（無給）ドナー休暇、妊娠障がい休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

(5) 社会保険、労働保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険、災害補償制度の適用あり

(6) 報酬月額等

202,200 円（別途交通費を 150,000 円以内で支給）

※一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤勉手当を支給します。

※常勤職員の給与改定等の状況により、報酬等は改定される場合があります。

5 申込手続

(1) 申込締切

令和 8 年 3 月 26 日（木）午後 5 時

(2) 申込方法

①履歴書（写真貼付）、②資格を証明できるもの、③「子どもと関わる仕事で大切なこと」又は「発達支援で大切なこと」について A 4 のレポート用紙 1 枚程度にまとめた課題レポートを全て作成の上、三鷹市子ども発達支援センターに電話連絡し、直接持参してください。

(3) その他

応募の際に提出いただいた関係書類は、お返しいたしません。

6 試験の実施方法及び試験日程等

(1) 書類選考

令和 8 年 4 月上旬（予定）

(2) 個別面接

ア 日程

令和 8 年 4 月上旬（予定） ※調整のうえ別途通知します。

イ 会場

三鷹市子ども発達支援センター

(3) 合格発表

個別面接終了後、速やかに受験者全員に文書にて合否を通知します。

7 問い合わせ先

三鷹市子ども発達支援センター

〒181-0004 三鷹市新川六丁目 37 番 1 号 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ 1 階

電話 0422-45-1122（午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝日、年末年始を除く））